

## マグナ＝カルタ 1215年

前文と63条 逮捕拘禁に関する大権の制限、正当な裁判手続きの保障  
課税権の制限

神の御恵みによるイングランドの国王、アイルランドの主ノルマンディー公及びアクティーン公、アンジュー伯である\_\_\_\_\_は  
・・・その多の朕の忠誠なる人民の忠言をいれて、

第1条 まず第一にイングランド教会が自由であり、その諸権利はこれを完全に保持し、その自由は侵されることがない旨を、朕は、朕及び朕の相続人のために、永久に神に許容し、かつこの朕の勅許状をもって確認する。

第12条 いっさいの御用金は、朕の王国の一般評議会によるのでなければ、朕の王国ではこれを課しない。朕の身代金を支払うため、朕の長男を騎士とするため、または朕の長女をはじめて嫁がせるために課せられる援助金で、合理的なものはこの限りでない。ロンドン市からの援助金についても同様である。

第39条 自由人は、その同輩の合法的裁判によるか、または国の法律によるのでなければ逮捕、監禁、差押、法外放置、もしくは追放をうけ、またはその他の方法によって侵害されることはない。朕も彼の上に赴くことなく、また彼の上に派遣しない。

## 権利請願 1628年

第10章（「したがって、国会に召集された僧俗の貴族および庶民は、謹んで至尊なる陛下に次のことを請願したてまつる。すなわち、今後何人も、国会制定法による一般的同意なしには、いかなる贈与、貸与、上納金、税金、その他同種の負担をなし、またはそれに応ずるよう強制されないこと。何人も、このことに関し、またはこれを拒否したことに関して、答弁、宣誓、もしくは出頭を求められること、拘留されること、その他いろいろな方法で、苦痛を加えられ、心の平静を奪われること、はないこと。自由人は、前記のような（理由を示さずに逮捕される）ことによって拘禁または拘留されないこと。陛下がかしこくも前記（第6章）陸海軍兵士を立退かせたまひ、陛下の人民が将来それによってわずらわされることのないこと。軍法による裁判（を命ずる）前記（第7章）のような授權状が撤回されること。今後同様の性質をもつ授權状が、前記のように執行されることを目的として発給されることは一それがいかなる人に対してであるにせよ一ないこと。というのは、それを口実に、陛下の臣民が、国の法律および特権に

反して、危害を加えられたり、死にいたらしめられたりしないためである。

### 権利章典 1689年

1. 国王の権限により、国会の承認なしに法律を停止、または法律の執行を停止しようとする主張は、違法である。
2. 国王が法律を無視したり、執行しなかったりすることは、違法である。
3. 教会関係の事件を処理するための宗務裁判所は、すべて違法であり、有害である。
4. 国王大権と称して、議会の同意なくして、王の使用のために税金を課すことは違法である。
5. 国王に請願することは国民の権利であり、このような請願をしたことを理由とする収監または訴追は、違法である
9. 議会での言論の自由および討論・議事手続きについて、議会外で弾劾されてはいけない。
10. 過大な保釈金、過大な罰金、残虐で異常な刑罰を科してはならない。
11. 陪審員は正当な方法で選ばねばならない。
12. 有罪の判決の前に、罰金、没収に関して権利を付与および約束はすべて違法であり、無効である。
13. いっさいの不平を救済するため、また法律を修正・強化・保持するために、議会はしばしば開かなければならない。

### バージニアの権利章典 1776年

- 1 すべて人は自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有するものである。これらの権利は人民が社会を組織するに当たり、いかなる契約によっても、人民の子孫からこれを奪うことのできないものである。かかる権利とはすなわち財産を取得所有し、幸福と安寧とを追求獲得する手段を伴って、生命と自由を享受する権利である。
- 2 すべて権力は人民に存し、したがって人民に由来するものである。行政官は人民の受託者であり、かつ公僕であって、常に人民に対して責任を負うものである。
- 3 政府というものは人民、国家もしくは社会の利益・保護及び安全のために樹立されている。・・・いかなる政府でもこれらの目的に反するか、あるいは不十分であることが認められた場合には、社会の多数のものはその政府を改良し、変改し、あるいは廃止する権利を有する。

## アメリカ独立宣言 1776年

我々は次の真理を自明なものと認める。全ての人は平等に創られていること。彼等は、その創造者によって一定の譲るべからざる権利を与えられていること。それらの中には、生命、自由及び幸福の追求が数えられること。そうしてこれらの権利を確保するために、人々の間に政府が設けられ、その正当な権力は被治者の同意に基づくこと。どんな形態の政府でも、この目的に有害なものとなれば、それを変更または廃止して新しい政府をもうけ、その基礎となる原理、その組織する権力の形態が、彼等の安全と幸福をもたらすに最もふさわしいと思われるようにすることは人民の権利であり、また義務である。

## フランス人権宣言（人及び市民の権利宣言）1789年

1条 人は、権利において、自由かつ平等に生まれている。社会的差別は、公共の利益に基づくのでなければ、存在することはできない。

2条 すべての政治的組織の目的は、人間の生まれながらの、かつ消滅することのない自然権の保全である。それらの権利は、自由、所有権、安全、及び、圧政に対する抵抗である。

3条 あらゆる主権の根源は、本質的に国民に存する。

4条 自由は、他人を害することのないもの全てを、なし得ることに存する。

5条 法律は、社会に有害な行為を禁ずる権利を有するに過ぎない。法律によって禁じられていない全てのことは、妨げられることはできない。また、法律によって命じていないことを行うことを強制されることはない。

6条 法律は一般意思のあらわれである。

7条 何人も、法律によって、決められた場合に、及び定められた手続きに従わない限り、訴追、逮捕されず、拘禁されない。

9条 すべての人間は、有罪であることが宣告されるまでは、無実であると推定されるので、彼は、逮捕のために不可欠と判断される場合でも、その人自身を確かめるのに（→身柄の確保に）とって必要でないような全ての厳格さは（→過酷な措置は全て）、法

律によって厳格に抑制されるべきである。

16条 いかなる社会も、その中で、権利の保障が確実でなく、三権分立が確立していないなら、憲法を有しない。

17条 所有は、不可侵かつ神聖な権利であり、いかなる者もこれを奪われない。